

新型コロナウイルス感染症予防のための対策について

令和2年 6月11日制定
令和2年 9月 4日改正
令和2年10月12日改正
令和2年11月16日改正
令和3年 6月 8日改正
令和4年 3月23日改正
令和5年 3月 3日改正
全国市町村国際文化研修所

全国市町村国際文化研修所（以下「JIAM」という。）は、JIAMにおける研修の受講者及び講師等の新型コロナウイルス感染症への感染予防を図るため、研修実施及び施設の管理運営等に際し取組む事項を次のとおりとし、適切に実施することとしますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

1 感染予防対策

感染予防対策としては、受講者等自らによる手洗いの励行、手指のアルコール消毒、場面に応じたマスクの着用、検温の励行等を基本としますが、JIAMでは加えて次の感染予防対策を行います。

(1)受付エントランス

- ①入所に際しては全ての方にアルコール消毒を求め、その旨の看板を設置する。
- ②入口に非接触式体温計を設置し、職員および受講者等に検温を求める。（37.5°C以上の表示が確認された場合は、総務局職員等の案内により別室に移動のうえ体温計による検温を求める。）
- ③受講者受付時には、エントランスの導線を明示し、受付カウンターに対して2列又は3列の待機列を作る。また、床には1.3m間隔で待機位置を表示する。
- ④受付カウンターの上に、飛沫防止板を設置する。
- ⑤エントランスホールのアルコール消毒器を増やす。
- ⑥別途机を出し氏名等を書いてもらう場合は、机の数を通常より増やす。
- ⑦待合場所のイスの使用数を減らす。
- ⑧受付カウンター、机、待合場所等を定期的に消毒する。
- ⑨研修終了後に返却された宿泊室のカギを消毒する。

(2)食堂

- ①食券機の待機列を床に明示し、1.5m間隔で待機位置を表示する。
- ②受渡カウンターでは密な状態にならないよう、注意喚起の看板を掲示するとともに、注文時の流れを次のとおりとする。
 - i. 食券の半分（ミシン目で切り離す）をカウンターに置き、テーブルで待つ。
 - ii. マイクで番号が呼ばれたら、食事を受け取りにカウンターへ行く。

- ③大食堂の4人用机には飛沫防止板を設置し、2人での着席とする。
(大食堂は約100人が同時利用可)
- ④必要に応じ、小食堂及び和室（飛沫防止板を設置）を開放する。また、開放している旨の看板を設置する。
(3カ所合わせると最大で約150人が同時利用可)
- ⑤ビュッフェスタイルは止めて、ご飯、味噌汁等は食堂職員が渡す。
- ⑥朝食は、和食の1メニューとする。セットしてカウンターで渡す。
- ⑦昼食は、定食1メニューとアラカルト（うどん、カレー、丂等）とする。
- ⑧他の研修との昼食時間の時間調整を行う。また同じ研修の中でも時間調整を行うか、できるだけ分散して食事を取ってもらうよう呼びかける。
- ⑨交流会を食堂で実施する場合は、感染状況等を踏まえ、安心・安全に実施できるよう工夫する。
- ⑩できるだけ室内の換気を行うとともに、二酸化炭素濃度計を設置し換気等の目安とする。(一部の窓には網戸を設置)
- ⑪ご飯、味噌汁等は食堂職員が盛るため、ご飯の大盛りはカウンターで最初に伝える。おかわりはできない。
- ⑫ドレッシングは事前にかけておく。漬け物は小皿で渡す。醤油、ソース、七味は小袋のもので対応する。
- ⑬給茶器を定期的に消毒する。
- ⑭受渡カウンターの上部に飛沫防止シートを貼る。
- ⑮食券機のボタンを定期的に消毒する。
- ⑯翌日の食券（翌日の朝、昼、夕食分）を前日の21:00以降に食券機で販売する。
- ⑰入口等にアルコール消毒器を設置する。
- ⑱食事対応で使用した和室等は使用後、清掃、消毒を行う。
- ⑲滋賀県安心・安全店舗認証制度の活用により、安心・安全な研修環境を確保する。

(3) 売店

- ①レジに飛沫防止板を設置する。
- ②レジ待ちの待機列を床に明示し、1.5m間隔で待機位置を表示する。
- ③マスク、消毒液、除菌シート、ハンドソープの販売を行う。
- ④自動販売機のボタンを定期的に消毒する。

(4) 大浴場・中浴場

- ①浴室またはシャワー室は使用の都度除菌することができないため、アルコール消毒器を設置し、各自が利用前後に手指消毒を行うよう、張り紙で注意喚起をする。
- ②密とならないよう入場制限を行い、最大で男性浴室は各10名、女性浴室は13名までの利用とし、利用人数は履物の数で判断する。利用人数が上限に達している場合は、時間を空けてからか、宿泊棟のシャワー室を利用するよう促す看板を設置する。
(参考：洗い場数は男性各室7、女性10)
- ③扉の引き戸部分、脱衣かご等を定期的に消毒する。
- ④浴室での会話は控えるよう張り紙で注意喚起する。

(5)シャワー室

扉の折れ戸部分、脱衣かご等を定期的に消毒する。

(6)洗濯室

①洗濯室前にアルコール消毒器を設置し、各自が利用前後に手指消毒を行うよう、張り紙により注意喚起をする。

②洗濯機及び乾燥機のボタンを定期的に消毒する。

(7)メインラウンジ（5階）

①受講者数を勘案し、営業の判断を行う。

②椅子の間隔を広げる。また使用しない椅子には使用禁止等の張り紙をする。

③飲食以外の時は、マスクを着用するよう注意喚起の看板を設置する。

④できるだけ室内の換気を行うとともに、二酸化炭素濃度計を設置し換気等の目安とする。（一部の窓やドアには網戸を設置）

⑤ドアノブ・机・椅子等の手の触れる場所を定期的に消毒する。

⑥大テーブルに飛沫防止板を設置する。

⑦レジに飛沫防止板を設置する。

⑧メニューをパウチ製にして、拭けるようにする。

⑨入口および交流室にアルコール消毒器を設置する。

⑩滋賀県安心・安全店舗認証制度の活用により、安心・安全な研修環境を確保する。

(8)談話室（各階）

①宿泊棟の各階の談話室の利用は認めるが、密の状態を避けるため、間隔を空けて対面とならないよう椅子を配置するとともに、使用を禁止する椅子には使用禁止等の張り紙をする。

②密とならないことや、大声での会話を控えるよう注意喚起の張り紙をする。

③リモコン・机等手の触れる場所を定期的に消毒する。

(9)喫煙室

①喫煙室内に置いてある椅子は密にならないよう間隔を空ける。

②宿泊棟にある喫煙室について、各室の広さに応じて1名または2名以内の利用とし、利用者への協力を求める張り紙をする。

③複数人で利用する喫煙室において会話を控えるよう注意喚起の張り紙をする。

(10)パソコン室、コピールーム

宿泊棟にあるパソコン室の各入口にアルコール消毒器を設置し、使用前後に手指消毒をするよう、注意喚起の張り紙をする。またコピールームも同様とする。

(11)体育館等

①体育館の利用を認める。（ただし、所内で不使用となる机・椅子等の一時保管場所とするため、一部エリアの使用を制限する。）

②道具の使用前・後にはアルコール消毒を行うよう促す看板を設置する。

③屋外のテニスコート、グラウンド、ジョギングコース等の利用を認める。

(12)フィットネスルーム

当面の間使用中止にし、看板を設置する。

(13)図書室

- ①入口にアルコール消毒器の設置を行う。
- ②受渡カウンターに飛沫防止板を設置する。
- ③窓を開け、換気を定期的に行う。
- ④閲覧テーブルの椅子を減らし、対面とならないように配置する。
- ⑤雑誌架のソファの一部に「使用禁止」等の張り紙を行う。
- ⑥社会的距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い、手指の消毒の徹底についての啓発用張り紙をする。
- ⑦コピー機、図書検索端末を定期的に消毒する。
- ⑧視聴覚ブースの利用を中止する。

(14)共用トイレ

- ①アルコール消毒器をトイレの外に設置する。
- ②ジェットタオルを使用中止する。
- ③トイレの各種ボタン、便座、入口扉等の手の触れる部分を定期的に消毒する。
- ④研修中は研修棟のトイレの定期清掃の回数を増やす。(朝に加え、午後も)
- ⑤休み時間のトイレの使用は、共用トイレの混雑を避けるため、各自の宿泊室のトイレ使用を勧める。

(15)宿泊室

- ①研修期間中は業者による室内清掃を行えないことから、宿泊室内の清掃（除菌）は持参した除菌シートなどにより各自が行う。
- ②退寮時には、宿泊室のドアを開放して退寮してもらう。
- ③退寮後は室内の清掃・消毒を行う。
- ④宿泊室までの導線となる宿泊棟各階のエレベーター前にアルコール消毒器を設置する。

(16)教室等

- ①飛沫感染防止のため、教壇と受講者の間隔を空ける。(2メートル程度)
- ②講師にも状況に応じてマスクの着用を求ることとし、必要に応じて、教卓用の飛沫防止板又はフェイスシールドを使用する。
- ③講師の交替の都度、マイクをアルコール消毒する。
- ④講義の合間に窓を開ける、他の研修等に支障がなければ扉を開放しておく等、教室の換気に十分留意する。(できるだけ30分に1回程度換気するとともに、使用する教室に二酸化炭素濃度計を設置し、換気等の目安とする。)
- ⑤受講者は2人用の机に1人の着席とし、前後で交互に配席する等、受講者間の距離を一定以上取るよう配慮する。
- ⑥席は人の入れ替わりを避けるため、原則として指定席とする。
- ⑦受講者からの発表、質疑応答の際は、原則として、教室内に設置したスタンドマイクで行い、

ハンドマイクの手渡しは行わないこととする。なお、ハンドマイクを使用する場合は受け渡しの都度、マイクをアルコール消毒する。

⑧講師、受講者、担当者間の名刺交換は、適度な距離を保ち、短時間で行うよう促す。

⑨提出物は、教室内に提出場所を指定し、手渡しを避けるようにする。

⑩教室の夜間使用は、長時間の会話を避けるため、19:00までとする。

⑪グループ演習は、次のとおり実施する。

- ・できるだけ長時間とならないように実施する。

- ・1グループは3名から6名とし、受講者が互いに十分な間隔を取るようにする。

- ・パソコン、プロジェクター等を活用して、受講者間の距離の確保に努める。

- ・資料、教材、機材の共有使用ができるだけ避ける。

⑫研修終了後は部屋の清掃・消毒を行う。

(17)通用口

通用口に非接触式体温計およびアルコール消毒器を設置し、入所者に検温と手指の消毒を行うよう求める。(37.5°C以上の表示が確認された場合は、総務局職員等の案内により別室に移動のうえ体温計による検温を求める。)

(18) その他

①血中酸素飽和度を測定するパルスオキシメーターを備え、発熱等の症状のある受講者等に必要に応じて貸与する。

②短時間で検査結果が判明する医療用抗原検査キットを備え、必要に応じて使用する。

2 体調の管理について

受講者には、研修前5日程度の間に、受講者ご本人および同居家族等に、発熱や喉の痛み等の症状が確認され、新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合は、直前であっても、研修への参加を自粛するなど慎重に検討していただきますようお願いします。

また、JIAMでの研修中は、場面に応じたマスクの着用をはじめとする基本的な感染予防対策とともに、毎朝体温チェックを各自でを行い、発熱等の症状が見られた場合は、直ちに職員まで申し出ていただくようお願いします。

3 濃厚接触者に該当しうる状況が確認された場合等について

同居家族に感染者が確認されるなど受講者が感染者の濃厚接触者に該当しうる状況が確認された場合は、直ちに総務局までご連絡をお願いします。

4 その他

①受講者にはマスク、体温計の持参をお願いし、除菌シート、消毒液、ハンドソープなどの持参をお勧めします。

②JIAMから外出する場合においても、新型コロナウイルス感染予防には各自が細心の注意を払うようお願いするとともに、外出先から戻った際には、必ず手洗い、アルコール消毒等を行っていただくようお願いします。